



交通事故にあったとき、国保は使えるの？

交通事故など第三者から傷病を受けたときは、医療費は加害者が全額負担すべきものなので、原則として国保は使えません。やむを得ず国保を使って病院にかからなければならない場合には、事前に国保に届け出ることが必要です。

この場合、国保が医療費を一時的に立て替えたあと、加害者に請求することになります。

ただし、加害者との間で示談を済ませると、示談の内容が優先され、立て替えた医療費の請求ができなくなります。示談の前に、必ず国保の窓口にご相談しましょう。

●届出の手順

①警察に届け出る

「事故証明書」をもらってください。



②国保の窓口へ届け出る

すみやかに「第三者行為による被害届」の手続きをしてください。

●「第三者行為による被害届」に必要なもの

国民健康被保険者証、事故証明書（後日でも可）、印かん

●次の場合は国保で治療を受けることはできません

- ①加害者からすでに治療費を受け取っている場合
- ②業務上でのけがの場合（労災保険の対象）
- ③飲酒運転や無免許運転などでのけがの場合

2月1日～7日は『生活習慣病予防週間』です

糖尿病や高血圧症、日本人の3大死因であるがん、脳卒中、心臓病。これらは私たちの生命や生活をおびやかす恐ろしい病気です。その発症や進行には、病原体や有害物質などの「外部環境要因」、生まれつきの「遺伝要因」に加え、不規則な食生活や運動不足などの「生活習慣要因」が深くかかわっています。そのため、これらの病気を総称して「生活習慣病」といいます。

以前は「成人病」と呼ばれ、40歳以降にあらわれる病気とされていました。しかし近年、ライフスタイルの乱れから若い世代でも生活習慣病を発症する人が増えています。

健康診断で「血糖値が高い」「コレステロール値が少し気になる」などの結果が出ていませんか？脳卒中や心臓病などは、ある日突然発症するわけではなく、体重の増加、血糖値・血圧の異常などから静かに進行していきます。とくに、肥満・高血圧・高脂血症・高血糖は「死の四重奏」と呼ばれ、重篤な生活習慣病を引き起こす4大危険因子です。自分自身の生活習慣を見直すとともに、毎年必ず健康診断を受け、自分の健康状態をつねに把握しておきましょう。

松浦市保健センターでは、毎月第1月曜日の午前9時30分から12時まで健康相談を実施していますので、ご利用ください。

松浦市保健センターをご利用ください

保健センターでは、妊産婦から高齢者までの各種保健事業を実施しています。1月からは、母子健康手帳の交付も行っていますので、ぜひご利用ください。

◎**母と子の健康**…母子健康手帳の交付、マタニティ教室、乳幼児の健診・相談、妊産婦・乳幼児の訪問指導、予防接種、1歳6か月児・3歳児健診（3か月児・1歳6か月児・3歳児健診は個人通知があります）

◎**成人・高齢者の健康**…健康診査、健康教育、健康相談、機能訓練、訪問指導

◎**その他**…献血、精神障害者相談、心身障害児相談、発達についての相談などの窓口

●予防接種・各種保健事業・健康の問合せ先

松浦市保健センター ☎ 72 - 4747

